

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	1 経営所得安定対策等推進事業	行政と農業団体等で組織する農業再生協議会等が行う農業者への制度周知や申請事務支援等、経営所得安定対策等の円滑な推進に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 1 経営所得安定対策等事業（2及び3の事業を除く） （1） 県段階 県農業再生協議会が実施する本制度周知のための説明会開催等 （2） 市町村段階 地域農業再生協議会等が実施する農業者の農地情報整理・申請事務支援等	4月1日から3月31日まで	（1）県段階 県農業再生協議会 （2）市町村段階 【補助事業者】 市町村 【事業主体】 地域農業再生協議会等	定額	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は補助金の増 4 事業費の30%を超える減	有 （第9条第2項第3号該当）	要	〔中間報告〕 12月31日	〔中間報告〕 1月15日
		2 コメ新市場開拓等促進事業 （1） 県段階 県農業再生協議会が実施する本制度周知のための説明会開催等 （2） 市町村段階 地域農業再生協議会等が実施する産地・実需協働プランの作成等		（1）県段階 県農業再生協議会 （2）市町村段階 【補助事業者】 市町村 【事業主体】 地域農業再生協議会等					〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	1 経営所得安定対策等推進事業	3 畑作物産地形成促進事業 (1) 県段階 県農業再生協議会が実施する本制度周知のための説明会開催等 (2) 市町村段階 地域農業再生協議会等が実施する産地・実需協働プランの作成等	要望の調査が開始された時点から3月31日まで	(1) 県段階 県農業再生協議会 (2) 市町村段階 【補助事業者】 市町村 【事業主体】 地域農業再生協議会等	定額	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は補助金の増 4 事業費の30%を超える減	有 (第9条第2項第3号該当)	要	[中間報告] 12月31日	[中間報告] 1月15日
									(ただし、知事が定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。)	
									[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	2 阿蘇火山等防災 特産対策事業	茶・葉たばこの除灰に係る 洗浄施設等導入経費に対して 補助する場合における当該補助 に要する経費 ・事業内容 洗浄施設（据置型、乗用型） の整備、さく井等の畑地かん がい施設整備 ・対象地域 防災営農施設整備計画の対 象地域であって、火山の爆 発による被害の程度が、農 林水産大臣が定める基準に 達し、又は達するおそれがある 地域。	4月1日から3月31日 まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 農業協同組合、農業者の組織する団体等 (受益者3戸以上)	10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助 対象経費の6分の4以内（うち 県費は6分の1以内、ただし 市町村補助額以内）を限度と する	1 特殊自然災害対策施設緊急整備事業実施要綱 （平成25年2月26日付け24農振第2113号） (1)事業の中止又は廃止 (2)事業実施地区の変更 (3)事業実施主体の変更（農業者が組織する団体にあ つては、3者未満になった場合を含む。） (4)事業実施主体における事業費の30%を超える増減を 伴う事業内容の変更 (5)整備内容の変更 2 農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成25年2月26日 付け24農振第2098号） (1)受益面積の10%以上に及ぶ増減 (2)主要工事計画であって、次に掲げるもの ①用排水系統の著しい変更 ②ダム、頭首工、用排水機及び用排水樋門等の基盤施設の新 設又は廃止、設置位置の大幅な変更 ③水路延長の20%以上に及ぶ増減 ④そのほか①から③までに準ずる主要工事計画の変更 (3)物価又は労賃の変動によるものを除く事業費の10%以上 の変動（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費 用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に 基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られる ものによる場合を除く。）	有 （第9条第2項第3号 該当）	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か 月を経過した日又は3月 31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	3 地域特産物産地 づくり支援対策事 業	たばこ産地支援事業 熊本県たばこ耕作振興協議会が行う次の事業 に必要な経費 (1) たばこ耕作振興協議会の開催 (2) 地区たばこ耕作振興連絡会議の活動推進 (3) 表彰事業 (4) その他必要な事項	4 月 1 日か ら 3 月 31 日 まで	熊本県たばこ耕作振興 協議会	定額 (上限 210 千円)	事業費の 30%を超え る増減	有 (第 9 条第 2 項第 3 号 該当)	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から 1 か月を 経過した日又 は 3 月 31 日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	4 くまもと豊表価格安定対策事業	事業主体が国の豊表価格安定対策事業に基づき事業を実施する場合に、国の補てん金額を超えて行う助成金額と国の補てん金額との差額に要する経費	7月1日から6月30日まで	熊本県い業生産販売振興協会	豊表1枚当たりの補助金額は以下のとおりとする。 平均取引価格が助成基準価格から最低基準価格の場合 (1) 指定銘柄の場合 { (助成基準価格－平均取引価格) × 80%－価格帯別助成単価 } × 3/4 (2) 一般品の場合 { (助成基準価格－平均取引価格) × 60%－価格帯別助成単価 } × 3/4 平均取引価格が最低基準価格以下の場合 一律に指定銘柄・一般品ごとに定められた額	事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第2号該当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	5 いぐさ産地復興 総合支援事業	(1) いぐさ産地構造改革推進事業 「いぐさ・豊表の構造調整計画」に基づいて、農業団体等が行ういぐさ・豊表の生産、流通、消費拡大対策に係る推進事業に必要な経費 (2) いぐさ産地復興支援対策事業 令和7年8月豪雨からの産地復興に向けた豊文化発信と需要創出に係る事業に必要な経費	4月1日から3月31日まで	熊本県い業協同組合 熊本県い業生産販売振興協会 熊本県いぐさ・豊表活性化連絡協議会 八代地域農業協同組合 熊本県豊工業組合	2分の1以内	事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	6 野菜価格安定対策事業	一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会が、対象野菜の価格が対象市場において著しく低落した場合に、補給金をその対象となる生産者に交付することを目的とした資金を造成するために必要な経費	4月1日から3月31日まで	一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会	○指定野菜価格安定対策事業 ・重要野菜 100分の17.5 ・一般野菜 100分の20 ○契約指定野菜安定供給事業 100分の25 ○特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 ・特定野菜 100分の20 ・指定野菜 100分の25	資金造成計画の変更	有 (第9条第2項第3号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	7 阿蘇火山防災園芸対策事業	施設整備に係る調査及び実施計画策定、栽培管理用施設、農地被覆施設等の整備のための経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 ※対象地域 本事業の対象地域は、防災営農施設整備計画に位置付けられた地域であって火山の爆発による被害の程度が、農林水産大臣が定める基準に達し、又は達するおそれがある地域。	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体等 (受益者3戸以上)	1 調査計画 6分の4以内 (うち県費は6分の1以内、ただし市町村補助額以内) 【事業主体への間接補助の場合】 ※補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の6分の4以内(うち県費は6分の1以内、ただし市町村補助額以内)を限度とする 2 施設整備 (1)一般地域 6分の4以内 (ただし、県補助率は6分の1以内、且つ市町村補助額以内) 【事業主体への間接補助の場合】 ※補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の6分の4以内(うち県費は6分の1以内、ただし市町村補助額以内)を限度とする	1 農村地域防災減災事業実施要綱(平成29年3月31日付け28農振第1900号) (1)事業主体の変更 (2)事業実施区域の大幅な変更 (3)事業内容の変更 (4)事業費の30%を超える増減を伴う事業内容の変更 2 農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成29年3月31日付け28農振第2115号) (1)受益面積の10%以上に及ぶ増減 (2)主要工事計画であって、次に掲げるもの ①用排水系統の著しい変更 ②ダム、頭首工、用排水機及び用排水樋門等の基盤施設の新設又は廃止、設置位置の大幅な変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主 体が異なる場合はそれ ぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	7 阿蘇火山防災 園芸対策事業				(2) 中山間地域 100分の69.15以内 (ただし、県補助率は100分の14.15以内、且つ市町村補助額以内、且つ農村地域防災減災事業に限る) 【事業主体への間接補助の場合】 ※補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の100分の69.15以内 (ただし、県補助率は100分の14.15以内、且つ市町村補助額以内、且つ農村地域防災減災事業に限る)を限度とする ※中山間地域 過疎地域、振興山村、離島、半島振興対策実施地域、特定農山村地域又は特別豪雪地帯をいう。	③水路延長の20%以上に及ぶ増減 ④その他①から③までに準ずる主要工事計画の変更 (3) 物価又は労賃の変動によるものを除く事業費の10%以上の変動（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）				

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	8 強い農業づくり支援事業 【強い農業づくり総合支援交付金】	強い農業づくり総合支援交付金等のうち産地競争力の強化(土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き、スマート農業実践、環境保全、穀類乾燥調製貯蔵施設等再編整備、集出荷貯蔵施設等再編利用、農産物処理加工施設等再編利用等)等を図るために行う次の取組に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 1 整備事業 （1）耕種作物小規模土地基盤整備 ア ほ場整備 イ 園地改良 ウ 優良品種系統等への改植・高接 エ 暗きょ施工 オ 土壌土層改良 （2）耕種作物産地基幹施設整備 ア 育苗施設 イ 乾燥調製施設 ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設 エ 農産物処理加工施設 オ 集出荷貯蔵施設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給施設 ク 農作物被害防止施設 ケ 生産技術高度化施設 コ 種子種苗生産関連施設 サ 有機物処理・利用施設 シ 油糧作物処理加工施設 ス バイオディーゼル燃料製造供給施設 （3）農業廃棄物処理施設整備	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 熊本県経済農業協同組合連合会等 【事業主体】 農業者の組織する団体等	(1) (2)～(8)以外の場合 100 分の 50 以内 (2) 稲（種子用を除く。）を対象とした育苗施設を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益の過半を占める場合 100 分の 40 以内 (3) 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち内部設備を整備する場合 100 分の 40 以内 (4) 乾燥調製施設（乾燥能力の設定を米（種子用を除く。）以外の作物で行うものを除く。）を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益の過半を占める場合において当該施設の建物、集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及びこれらの附帯施設の整備並びに基礎工事を行う場合 30 分の 10 以内 (5) 米（種子用を除く。）を対象とした集出荷貯蔵施設を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合において当該施設の建物、集排じん設備及びこれらの附帯施設の整備並びに基礎工事を行う場合 30 分の 10 以内 (6) 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち温室本体を整備する場合 30 分の 10 以内 (7) 野菜を対象とする種子種苗生産関連施設のうち種子種苗大量生産施設を整備する場合 30 分の 10 以内 (8) 大豆を対象とする処理加工施設のうち食品事業者が処理加工機器を整備する場合 30 分の 10 以内 (9) (1)～(8)のうち、受益が1経営体（法人）に限定される場合（協業経営を除く） 100 分の 30 以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10 分の 10 以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の補助率(上記(1)～(9)の補助率と同じ)を限度とする	1 事業主体の変更 2 施工箇所又は設置場所の変更 3 成果目標の変更 4 事業の新設又は廃止 5 事業又は設計単位ごとに事業費又は交付金の 30%を超える増減を伴う事業内容の変更（入札による減額を除く） 6 工事費から工事雑費への流用	無	要	〔中間報告〕 12月31日	〔中間報告〕 1月15日
		2 附帯事務費 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに必要な経費		市町村	100 分の 50 以内				（ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。） 〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	9 産地パワーアップ事業	地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた総合的推進(水田、畑作、野菜、果樹、花き等)を図るために行う次の取組に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 Ⅰ 整備事業 (1) 育苗施設 (2) 乾燥調製施設 (3) 穀類乾燥調製貯蔵施設 (4) 農産物処理加工施設 (5) 集出荷貯蔵施設 (6) 産地管理施設 (7) 用土等供給施設 (8) 農作物被害防止施設 (9) 農業廃棄物処理施設 (10) 生産技術高度化施設 (11) 種子種苗生産関連施設 (12) 有機物処理・利用施設	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】市町村、熊本県経済農業協同組合連合会等 【事業主体】農業者の組織する団体、農業者、民間事業者等	(1) (2) 及び(3) 以外の場合 100 分の 50 以内 (2) 稲(種子用を除く。)を対象とした育苗施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合及び野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち内部設備を整備する場合 100 分の 40 以内 (3) 乾燥調製施設(乾燥能力の設定を米(種子用を除く。)以外の作物で行うものを除く。)を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合、米(種子用を除く。)を対象とした集出荷貯蔵施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合、野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち温室本体を整備する場合及び野菜を対象とする種子種苗生産関連施設のうち種子種苗大量生産施設を整備する場合 30 分の 10 以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者: 10 分の 10 以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の補助率(上記(1)～(3)の補助率と同じ)を限度とする	1 事業主体の変更 2 施工箇所又は設置場所の変更 3 事業の新設又は廃止 4 事業又は設計単位ごとに事業費又は交付金の 30%を超える増減を伴う事業内容の変更(入札による減額を除く) 5 工事費から工事雑費への流用	無	要	[中間報告] 12月31日	[中間報告] 1月15日
		Ⅱ 基金事業 1 生産支援事業 次の経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (1) 農業機械等の導入及びリース導入 (2) 生産資材の導入等	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】市町村、熊本県経済農業協同組合連合会等 【事業主体】農業者の組織する団体、農業者、民間事業者等	(1) の事業 導入する農業機械等の本体価格の 100 分の 50 以内 (2) の事業 100 分の 50 以内 ただし、スマート農業技術を円滑に導入・定着させるために必要な経費の助成は定額(100 万円以内)とする 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者: 10 分の 10 以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の補助率及び補助額(上記(1)～(2)の補助率及び補助額と同じ)の合計額を限度とする				[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から 1 か月を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日
		2 効果増進事業 事業計画の策定及び農業機械の導入実証に要する経費等、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費等	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】市町村 【事業主体】地域協議会	定額(100 分の 50 相当) 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者: 10 分の 10 以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の補助額(定額(100 分の 50 相当))を限度とする					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事 業主体が異なる 場合はそれぞれ 表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	9 産地パワーアップ事業	Ⅲ 国産シェアの拡大 1 サプライチェーン構築推進事業 新たに加工・業務用野菜に取り組む産地等が、実需者等と連携してサプライチェーンを構築するために必要な取組みに要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村、熊本県経済農業協同組合連合会等 【事業主体】 農業者の組織する団体、民間事業者等	1 定額又は2分の1以内 品種の栽培実証等を行う場合は定額とし、農業用機械等のリース導入を行う場合2分の1以内とする。 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の補助額（定額（100分の50相当））を限度とする	1 事業主体の変更 2 施工箇所又は設置場所の変更 3 事業の新設又は廃止 4 事業又は設計単位ごとに事業費又は交付金の30%を超える増減を伴う事業内容の変更（入札による減額を除く） 5 工事費から工事雑費への流用	無	要	[中間報告] 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	[中間報告] 1月15日 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	10 水田産地化総合 推進事業	産地・生産者自らが、需給動向や実需者ニーズに応える産地戦略を確立し、主食用米の生産に取り組むとともに、水田農業の制度や環境の変化に適応した水田のフル活用を推進するために必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 1 需要適合生産推進事業 （１）熊本県農業再生協議会 ・地域協議会別作付目安の算定・提示 ・広域的な需給動向の収集・分析 ・地域協議会等への新たな仕組みの周知・理解促進 ・その他主食用米の需要に適合した生産の推進	4月1日から3月31日まで	熊本県農業再生協議会	定額	1 事業費の30%を超える増減 2 事業主体の変更	有 (第9条第2項第3号該当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		（２）地域農業再生協議会 ・生産者別作付目安の算定・提示 ・農業者への新たな仕組みの周知・理解促進 ・地域の需要動向の分析 ・主食用米生産状況の把握 ・産地戦略の総合的な取りまとめ ・その他主食用米の需要に適合した生産の推進	4月1日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 地域農業再生協議会	定額					
		（３）熊本県主食集荷協同組合 ・集荷業者及び農業者への新たな仕組みの周知・理解促進 ・県需要量算定等に係る助言指導 ・需給調整に係る関係機関との協議 ・その他主食用米の需要に適合した生産の推進	4月1日から3月31日まで	熊本県主食集荷協同組合	定額					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	10 水田産地化総合 推進事業	2 産地戦略確立支援事業 (1) 市町村 ・産地戦略作成における土地利用計画や地域振 興施策との調整 ・水田農業に関する住民ニーズの把握・分析 ・その他主食用米の産地戦略の確立	4月1日か ら3月31日 まで	市町村	定額	1 事業費の30%を超 える増減 2 事業主体の変更	有 (第9条第2 項第3号該 当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
		(2) 地域JA ・生産者の意向把握・助言 ・各地域の実需者ニーズの把握・分析 ・その他主食用米の産地戦略の確立	4月1日か ら3月31日 まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 農業協同組合	定額					
		3 水田農業競争力強化支援マネージャー設置 水田農業競争力強化支援マネージャー設置に 要する経費	4月1日か ら3月31日 まで	熊本県農業協同組合中央会	定額					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	11 園芸産地における事業継続強化対策事業	自然災害発生に備え、災害に強い園芸産地を形成するため、事業継続計画の検討及び策定や非常時の協力体制整備に必要な経費と、事業継続計画の実践に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 1 事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制整備 2 事業継続計画の実践 (1) 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証 (2) 既存ハウスの補強等の被害防止対策	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 市町村、公社、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会等、特認団体	1 定額 2 (1) 定額 (2) 2分の1以内 【事業主体への間接補助の場合】 ※ 補 助 事 業 者 : 10 分 の 10 以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は補助金の増 4 事業費又は補助金の30%を超える減	無	要	〔中間報告〕 12月31日 (ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。) 〔実績報告〕 事業完了時	〔中間報告〕 1月15日 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	12 くまもと露地野菜シェア拡大支援事業	(1) 実需者ニーズ型生産体制構築支援 露地野菜の新産地化や面積拡大等の収益強化の取組みに対して必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	熊本県経済農業協同組合連合会、農業協同組合、農業者の組織する団体	2分の1以内 (※上限補助額 500 千円/団体)	1 事業の中止又は廃止 2 事業費の 30%を超える増減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		(2) 加工用ばれいしょ産地強化支援 加工用ばれいしょの産地化に向けた栽培実証等の取組みに対して必要な経費		農業協同組合、農業者の組織する団体等	2分の1以内 (※上限補助額 800 千円/団体)	1 事業の中止又は廃止 2 事業費の 30%を超える増減				
		(3) 畑作物産地生産体制確立・強化事業 ①ばれいしょの畑作営農の大規模化に向けた省力化等の推進に係る省力作業機械等の導入に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 ②ばれいしょの病害虫抵抗性品種の導入や健全な種子の安定供給に対する取組み等に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費		【補助事業者】 市町村、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、民間事業者、公益社団法人 【事業主体】 市町村、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、民間事業者、公益社団法人	①2 分の 1 以内 (リース導入の場合は、物件相当額の 2 分の 1 以内) 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者:10 分の 10 以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の 2 分の 1 以内を限度とする ②定額	1 事業の中止又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の 30%を超える増又は補助金の増 4 事業費又は補助金の 30%を超える減 5 成果目標の変更				

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	13 生産資材価格高騰緊急対策事業	(1) 生産資材コスト緊急低減事業 生産資材コスト削減に対して必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	農業者の組織する団体等	3分の1以内 (※上限補助額2,000千円/戸)	1 事業の中止又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は補助金の増 4 事業費又は補助金の30%を超える減 (ただし、入札による減は除く)	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	14 脱炭素型施設園芸緊急対策事業	(1) 施設園芸省エネ化緊急対策事業 ヒートポンプ等の省エネ機器導入に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	農業者の組織する団体	2分の1以内	1 事業の中止又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は補助金の増 4 事業費又は補助金の30%を超える減 (ただし、入札による減は除く)	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		(2) 農業用木質バイオマス安定供給支援 農業用木質ペレットの安定的な供給に要する経費	4月1日から3月31日まで	農業協同組合、木質バイオマス燃料供給業者等	定額	1 事業の中止又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は補助金の増 4 事業費又は補助金の30%を超える減	有 (第9条第2項第3号該当)			

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	15 攻めの園芸緊急 生産対策事業	生産資材価格高騰の影響を受ける中、熊本県農業の成長をけん引する「攻めの園芸」を展開するため、PQC の最適化や高温対策に資する農業機械・施設等の導入に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (1) PQC 生産支援対策 ア 施設・機械の整備 イ 生産基盤強化 (2) 高温対策	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業者の組織する団体、農業生産法人(構成員3戸以上)等	10 分の 10 以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の3 分の 1 以内(生産基盤強化は 2 分の 1 以内)を限度とする	1 事業主体の変更 2 施行箇所、設置場所の変更 3 事業費の 30%を超える増減を伴う事業内容の変更 (ただし、入札による減は除く)	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から 1 か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	16 畑地化促進事業	畑地化促進事業 (1) 畑作物の産地づくりに向けた体制構築(団地化やブロックローテーション等) のための調整に要する経費 (2) 水田の畑地化に伴い支払いの必要が生ずる土地改良区地区除外決済金等の経費	要望の調査が開始された時点から3月31日まで	(1) 県段階 県農業再生協議会 (2) 地域段階 【補助事業者】 市町村 【事業主体】 市町村 地域農業再生協議会	(1) 定額 (上限 3,000 千円) (2) 定額 (上限 250 千円/10a)	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 事業費の 30%を超える増又は補助金の増 4 事業費の 30%を超える減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	〔中間報告〕 12月31日 (ただし、概算払請求書をもって代えることができるものとする。) 〔実績報告〕 事業完了時	〔中間報告〕 1月15日 〔実績報告〕 事業完了の日から 1 か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	17 選ばれる園芸産地緊急支援事業	販促活動経費等が高騰する中で、園芸産地の販売力強化にむけた取組みに要する経費	4月1日から事業完了日又は3月31日まで	農業者の組織する団体等	2分の1以内 (※上限補助額 30千円/人または4,500千円/団体のいずれか低い方(ただし、8月大雨で被害を受けた団体(※)は40千円/人または6,000千円/団体のいずれか低い方)) ※県に農作物被害報告のあった地域で、当該被害作物を生産している団体	1 事業の中止又は廃止 2 事業費又は補助金の30%を超える減	有 (第9条第2項第3号該当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
			(令和8年度交付決定分) 令和8年2月26日から事業完了の日又は令和9年2月28日まで							

課名	事業名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が 異なる場合はそれぞれ表 示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着 手承認 の適用 除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	18 くまもと土地利 用型農業競争力強 化緊急支援事業	(1) 整備事業 地域営農組織等の生産コスト低減の取組み に必要な機械の整備等に要する経費 ①平坦地域対策 地域営農組織育成支援 地域営農組織等の規模拡大のために必 要な機械等の整備に要する経費 ②中山間地域対策 中山間地域等組織化支援 中山間地域等での共同利用・組織化に必 要な機械の整備に要する経費	交付決定 の日又は 交付決定 前着手承認の日か ら3月31 日まで	【補助事業者】 市町村等 【事業主体】 地域営農組織、農業法人等	10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対 象経費の2分の1以内を限度と する	1 事業費の 30%を超える増 減を伴う事業内 容の変更 (ただし、入札に よる減は除く) 2 事業主体の変 更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	19 くまもと茶ビジネス確立支援事業	1 くまもと茶生産対策支援 ①茶生産技術員の資質向上に要する経費 ②市場販売単価向上のための現地重点指導に要する経費	4月1日から 3月31日まで	農業団体等	①2分の1以内 (上限40千円) ②2分の1以内 (上限80千円)	1 事業主体の変更 2 事業費の 30% を超える増減	有 (第9条第2項第3号 該当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
		2 くまもと茶販路拡大対策 首都圏や県外の競合が少ない地域での販売推進に要する経費		熊本県経済農業協同組合連合会等	2分の1以内 (上限500千円)					
		3 くまもと茶流通・販売対策支援 県内消費者等に向けたくまもと茶の魅力発信、認知度向上を図るPR・販売対策等の取組みに要する経費		農業団体等	2分の1以内 (上限1,000千円)					
		4 くまもと茶地産地消環境づくり支援 小中学生等若年層を対象とした出前講座の実施に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村、茶地区協議会、日本茶インストラクター協会熊本県支部等	定額（実施経費は1校当たり上限30千円）		無			
		5 チャレンジ活動支援 産地の特徴や強みを生かした独自の取組みや、香味や機能性などに着目した特徴ある茶商品開発、経営の多角化など新たなチャレンジ活動に要する経費	市町村、農業団体、茶地区協議会、茶商業協同組合等	定額 (上限240千円)						

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	20 主要農作物改良 協会補助事業	熊本県主要農作物改良協会が米・麦・大豆の 採種の生産管理指導及び米・麦・大豆の生産安 定、品質改善を行うために必要な経費	4月1日から3月31日 まで	熊本県主要農作物改良協会	定 額 （ 上 限 1,064 千円）	事業費の30%を超える 増減	有 (第9条第2 項第3号該 当)	否	[実績報告] 事業完了時	[事業実績] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	21 いぐさ・畳表生産体制強化支援対策事業	農業団体等が、均質で品質の高いいぐさ・畳表の生産体制の確立に取り組む組織・産地を育成するために必要な次の経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (1) 専用機械導入支援 専用機械の導入に係る経費 (2) 専用機械機能強化支援 専用機械の機能強化に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村、農業協同組合、農業協同組合等が組織する団体 【事業主体】 農業協同組合、農業者の組織する団体、農業者等	(1)、(2) 10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする	1 事業主体の変更 2 事業種目毎に事業費の30%を超える増減	無	要	[実績報告] 事業完了時	[事業実績] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	22 熊本県野菜振興協会補助事業	一般社団法人熊本県野菜振興協会が、本県の野菜振興を目的として実施する産地育成対策、組織強化対策等を展開するために必要な経費	4月1日から3月31日まで	一般社団法人熊本県野菜振興協会	定 額 （ 上 限 2,415 千円）	経費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第1号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[事業実績] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	23 熊本県青果物消費拡大協議会補助事業	熊本県青果物消費拡大協議会が実施する流通対策や一般消費者を対象とした消費宣伝活動等に必要経費	4月1日から3月31日まで	熊本県青果物消費拡大協議会	定 額 （ 上 限 5,191 千円）	経費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第1号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[事業実績] 翌年度の4月30日
	24 未来につながる「ゆうべに」産地強化対策事業	県育成いちご「ゆうべに」の栽培技術継承支援に要する経費及びブランド強化に向けたPR等に対する助成 1 「ゆうべに」栽培技術継承支援 「ゆうべに」の技術継承・担い手確保に向けた栽培データを活用したマニュアル作成に必要なデータの収集と共有に必要な機器の導入に要する経費 2 「ゆうべに」ブランド力強化対策 ブランド確立に向けた販売アイテム開発や、認知度向上に向けた企業コラボによる商品開発、市場・仲卸等及び一般消費者へのPR等に必要経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	1 一般社団法人野菜振興協会 2 熊本県経済農業協同組合連合会	1 定額 2 2分の1以内	1 事業主体の変更 2 事業費の30%を超える増減	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	25 花き協会補助事業	熊本県花き協会が、本県花き生産出荷組織の育成強化並びに生産経営及び流通の改善を図るため、各種事業を実施するために必要経費	4月1日から3月31日まで	熊本県花き協会	定 額 （ 上 限 1,604 千円）	経費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第1号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[事業実績] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	26 くまもとの花 ステップアップ 事業	県産花きの生産体制や販売力強化に必要な経費 1 産地生産力・販売力ステップアップ支援 （１）宿根カスミソウ、トルコギキョウ経営体の育成・定着に必要な経費 （２）産出額３億円を目指す品目の生産推進に必要な経費 （３）県産花きの販売対策強化に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から３月３１日まで	1（１）、（２） 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業者の組織する団体、農業生産法人（構成員３戸） 1（３） 農業協同組合連合会	2分の1以内	1 事業主体の変更 2 事業費の 30%を超える増減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は３月３１日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	27 くまもとの果樹 生産基盤強化事業	1 生産基盤強化への支援 50a 以上の集積基盤整備団地を作る整備計画実現に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村、果樹産地協議会 農業者の組織する団体 農業協同組合 【事業主体】 果樹産地協議会 農業者の組織する団体 農業協同組合	定額（600 千円／50 a） ※1ヵ所あたりの面積に応じて増額	1 事業主体の変更 2 施行箇所の変更 3 事業費の30%を超える増減を伴う事業内容の変更	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 樹園地の中間管理支援 (1) 樹園地の維持・管理等に係る経費 (2) 中間管理に係る機械等の経費		【補助事業者】 市町村、農業者の組織する団体、農業生産法人（構成員3戸以上）、農業協同組合、果樹産地協議会等 【事業主体】 市町村、農業者の組織する団体、農業生産法人（構成員3戸以上）、農業協同組合、果樹産地協議会等	(1) 定額（100 千円/10a） (2) 1/2 以内					
		3 気象変動対策支援 農業者の組織する団体等による、温暖化に対応した高品質・安定生産技術のモデル導入に要する経費、不知火類等の果樹貯蔵施設の機能向上等に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費		【補助事業者】 市町村、農業者の組織する団体、農業生産法人（構成員3戸以上）、農業協同組合 【事業主体】 農業者の組織する団体 農業生産法人（構成員3戸以上）、農業協同組合	1/2 以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の有無	事業 計画 承認 申請 の要 否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	28 地域特産物産地 づくり緊急支援対 策事業	市町村等が実施する葉たばこ、茶、その他特 産農作物振興のための小規模土地基盤整備、施 設・機械整備、茶園の台切り更新に必要な経費、 もしくは、当該経費に対して補助する場合にお ける当該補助に要する経費 ①小規模土地基盤整備 ②施設・機械整備 ③茶園台切り更新	交付決定の 日又は交付 決定前着手 承認の日か ら3月31日 まで	【補助事業者】 市町村、農業協同組合、農 業協同組合等が組織する 団体 【事業主体】 市町村 農業協同組合 市町村・農業協同組合等が 組織する団体 農業者の組織する団体 地域計画の目標地図に位 置づけられた担い手	①②3分の1以内 (ただし、①のうち県育 成茶品種「熊本 TC01」の 新植・改植、及び、②の うち茶園被覆資材の導 入については、2分の1 以内) ③定額(上限 15 千円／ 10a) 【事業主体への間接補 助の場合】 補助事業者： 10 分の 10 以内 ただし、事業主体に係 る 補助対象経費の 3 分の 1 以内を限度とす る(ただし、①のうち県 育成茶品種「熊本 TC01」 の新植・改植、及び、② のうち茶園被覆資材の 導入については、2分の 1 以内) ③定額(上限 15 千円／ 10a)	1 事業主体の変更 2 施行箇所の変更 3 事業費の 30%を 超える増減を伴う 事業内容の変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から 1 か月を 経過した日又 は 3 月 31 日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	29 園芸施設有効活用緊急支援事業	生産資材価格高騰の影響を受ける中、ハウス整備のコスト低減につながる中古ハウスの有効利用や長寿命化等に必要な経費 中古ハウスの移設 ハウスの長寿命化（補強・補修） 仕様変更等	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 地域計画に位置付けられた担い手等	10 分の 10 以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の3分の1以内を限度とする	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 施行箇所の変更 4 事業費の30%を超える増減を伴う事業内容の変更 (ただし、入札による減は除く)	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	30 種子産地強化整備緊急支援事業	生産資材価格高騰の影響を受ける中、農作物（稲・麦・大豆）種子の生産体制の維持・強化に必要な機械の導入等の経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 農業協同組合 【事業主体】 種子生産者（指定ほ場において種子生産を行う者）、又はその組織する団体、農業協同組合 ただし、令和8年度交付決定分は農業協同組合を除く	導入する農業機械等の本体価格の3分の1以内	1 事業の中止又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は補助金の増 4 事業費又は補助金の30%を超える減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 （補助事業者と事業 主体が異なる場合 はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着 手承認 の適用 除外の有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	31 農業共同利用施設再編集約・合理化支援事業（新基本計画実装・農業構造転換支援事業）	地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を図るために行う次の取組に必要な経費、もしくは当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 1 整備事業 （1）農業共同利用施設の再編集約・合理化 ア 育苗施設 イ 乾燥調製施設 ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設 エ 農産物処理加工施設 オ 集出荷貯蔵施設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給施設 ク 農作物被害防止施設 ケ 生産技術高度化施設 コ 種子種苗生産関連施設 サ 有機物処理・利用施設 シ 油糧作物処理加工施設 ス バイオディーゼル燃料製造供給施設 セ 農業廃棄物処理施設 （2）再編集約・合理化の更なる加速化 （1）の取組のうち県内の複数集落で共同利用する公益性の高い施設を整備する事業者の自己負担分の一部の経費、もしくは当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 熊本県経済農業協同組合連合会等 【事業主体】 農業者の組織する団体等	（1）2分の1以内 （2） ～令和7年度交付決定分:10分の1以内 令和8年度交付決定分:15分の2以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内	1 事業主体の変更 2 施工箇所又は設置場所の変更 3 成果目標の変更 4 事業の新設又は廃止 5 事業又は設計単位ごとに事業費又は交付金の30%を超える増減を伴う事業内容の変更（入札による減額を除く） 6 工事費から工事雑費への流用	無	要	〔中間報告〕 12月31日 （ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。） 〔実績報告〕 事業完了時	〔中間報告〕 1月15日 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 附帯事務費 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	市町村	2分の1以内					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞ れ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手 承認の適用除外 の有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	32 花粉交配用昆 虫確保緊急対策 事業	物価高騰、生産資材価格が高騰する中、 花粉交配用昆虫確保にむけた取組みに要 する経費	令和8年2月 26 日から事 業完了日又 は令和9年2 月 28 日まで	農業者の組織する団体等	2 分の 1 以内 (※上限補助額 500 千円/団体	1 事業の中止 2 事業費の 30%を超え る増又は補助金の増 3 事業費又は補助金の 30%を超える減	有 (第 9 条第 2 項 第 3 号該当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から 1 か月を 経過した日又 は 3 月 31 日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞ れ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	33 気候変動対応 等高需要種子増 産・確保緊急対 策事業(R7経済対 策分)	急激な需要増に対する種もみ等確保に要す る経費	令和8年1月 5 日から事 業完了日ま たは令和 9 年3月31日 まで	農業者の組織する団体、種 子の生産・供給に関する団 体等	定額	1 事業主体の変更 2 事業費の 30%を超 える増減	有 (第9条第2 項第3号該 当)	要	〔中間報告〕 12月31日 (ただし、知事が定める概 算請求書をもって代える ことができるものとする。) 〔実績報告〕 事業完了時	〔中間報告〕 1月15日 〔実績報告〕 事業完了の 日から1か 月を経過し た日又は3 月31日の いずれか早 い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞ れ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	34 麦類生産技術 向上事業(R7 経済 対策分)	(1) 施肥・防除体系の構築 地域における施肥・防除体系が課題解決に 必要な内容となっているか改めて確認・検討 し、その結果を踏まえ、生産者に指導・助言 を実施し、地域ぐるみで生産性の向上を推進 する取組における当該補助に要する経費 (2) 施肥・防除体系の構築の推進 事業実施主体が(1)の施肥・防除体系の 構築を実施するにあたり必要な経費	令和8年1月 7 日から事 業完了日ま たは令和 9 年3月31日 まで	農業者の組織する団体、地 域農業再生協議会、集荷事 業者、市町村	1 定額 2 定額(1の事業 費の10%以内)	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超え る増又は補助金の増 4 事業費又は補助金の 30%を超える減 5 成果目標の変更	有 (第9条第 2項第3号 該当)	要	〔中間報告〕 12月31日 (ただし、知事が定める概 算請求書をもって代える ことができるものとする。) 〔実績報告〕 事業完了時	〔中間報告〕 1月15日 〔実績報告〕 事業完了の 日から1か 月を経過し た日又は3 月31日のい ずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	35 熊本県産いぐさ 豊表消費拡大 緊急加速化事業	プレミアム付き商品券を活用した県産いぐさ 豊表の消費拡大促進活動に要する経費	交付決定 の日又は 交付決定 前着手承認 日から 事業完了 の日又は3 月31日まで	民間団体等	10分の10以内	事業費の30%を超える増減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞ れ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	36 持続的種子生 産総合対策事業	(1) 種子生産への新規参入の促進支援 新たに種子生産に取組む農業者に対する 補助に要する経費 (2) 新規導入品種の増産体制構築に対する支 援 多様なニーズに対応した新規導入品種へ の転換や新規種子生産者の育成に必要な種 子生産・供給体制を構築するための取組や 機械導入に係る経費	4月1日から 事業完了日 または3月 31日まで (ただし、 機械導入の 取組につい ては交付決 定の日又は 交付決定前 着手承認日 から事業完 了日又は3 月31日ま で)	農業者の組織する団体、種 子の生産・供給に関する団 体	(1) 定額 (2) 定額(機械導入 の取組については2 分の1以内)	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超え る増又は補助金の増 4 事業費又は補助金の 30%を超える減	有 (第9条第 2項第3号 該当) (ただし、 機械導入の 取組につい ては無)	要	〔中間報告〕 12月31日 (ただし、知事が定める概 算請求書をもって代える ことができるものとする。) 〔実績報告〕 事業完了時	〔中間報告〕 1月15日 〔実績報告〕 事業完了の 日から1か 月を経過し た日又は3 月31日のい ずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	37 くまもとの米・ 麦・大豆総合推進 事業	米・麦・大豆それぞれの需要に対応した産地 づくり、生産対策、集荷対策、販売促進等の総 合的な対策を実施する次の事業に必要な経費	4月1日か ら3月31日 まで	(1) 熊本県農業協同組合中央 会(くまもと売れる米づくり推 進本部) (2) 熊本県経済農業協同組合 連合会 (3) 熊本県主食集荷協同組合	2分の1以内 ((1) 上限 11,700 千円 (2) 1,823 千 円(3) 177 千 円)	1 事業の中止または 廃止 2 事業主体の変更 3 事業費又は補助金 の30%を超える増減	有 (第9条第2 項第3号該 当)	要	[実績報告] 事業完了時	[事業実績] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
		1 くまもとの米・麦・大豆総合対策 (1)くまもと売れる米づくり推進本部が行う、 生産・販売戦略策定、幅広い価格帯に対応 した産地づくり、主要消費地への生産・産 地情報の発信、食育・消費拡大対策に要す る経費 (2)、(3) 麦類の赤かび病等の対策強化や需 要に対応した生産・品質向上・新産地育成 等対策に要する経費		熊本県農業協同組合中央会(く まもと売れる米づくり推進本 部)、熊本県経済農業協同組合、 農業協同組合						
		2 くまもとの米新技術等推進支援 主食用米及び新規需要米の新技術等の推進 や需要拡大にかかる取組に必要な経費	4月1日か ら3月31日 まで		2分の1以内					